

令和3年度国立研究開発法人国立がん研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度国立研究開発法人国立がん研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立がん研究センターにおける令和2年度の契約状況(国立がん研究センター会計規程第39条第5項によるものは除く)は、表1のようになっており、契約件数は618件、契約金額は222億円である。また、競争性のある契約は295件(46.8%)、132億円(59.7%)、競争性のない随意契約は323件(52%)、90億円(40.3%)となっている。

令和2年度においては、平成元年度と比較して、競争性のある契約については、件数は+69件、金額は▲553.6億円となった(件数+1.3%金額▲19.3%)、件数は増えているが金額減の要因としては、前年度の令和元年度契約で、中央・東病院の医療機器を令和元年度及び2年度分一括購入(約50億円)、医薬品、診療材料のSDP契約の3年度分一括契約(約500億円)など、高額案件があったためである。

競争性のない随意契約については、件数は+55件、金額は+48.1億円となった(件数+55%、金額+46%)。競争性のない随意契約によらざるを得ない契約は、高額医療機器や病院情報システムに係る保守契約、研究データ解析等業務(主に、厚生労働科学研究委託費やがん研究開発費を財源とする研究・検査業務委託によるもの)である。

金額の増の要因として、がんゲノム研究における既存システム機能拡張や保守料、業務支援契約などが新たに計上されたことが影響している。

表1 令和2年度の国立がん研究センターの調達全体像 (単位: 件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(43.3%) 214	(92.1%) 671.0	(45.9%) 284	(52.8%) 117.8	(+12%) +70	▲57.3(%) ▲553.2
企画競争・公募	(2.4%) 12	(2.9%) 15.4	(0.1%) 11	(6.7%) 15.0	(▲0.9%) ▲1	(▲0.1%) ▲0.4
競争性のある契約(小計)	(45.7%) 226	(94.2%) 686.4	(46.8%) 295	(59.7%) 132.8	(+1.3%) +69	(▲19.3%) ▲553.6
競争性のない随意契約	(54.3%) 268	(5.8%) 41.9	(52%) 323	(40.3%) 90.0	(+55%) +55	(+46%) +48.1
合計	(100%) 494	(100%) 728.3	(100%) 618	(100%) 222.8	(+1.2%) +124	(▲30%) ▲505.5

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率の増減である。

(2) 国立がん研究センターにおける令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者契約件数は152件(51.5%)、契約金額は32.8億円(24.6%)である。

前年度と比較して、一者による応札・応募件数は+51件の増、金額は▲74.1億円の減となっている(件数は+1.5%、金額は▲0.32%)。要因としては、研究関係の契約については専門性が高いことから、対応できる企業が限定されるため、応札者が1社になりやすい傾向があることが主な要因である。なお、金額減の要因として、前年度は病院情報システム更新(約70億円)があり影響していたと思われる。

表2 令和2年度の国立がん研究センターの一者応札・応募状況（単位：件、億円）

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	125(55.3%)	143(48.4%)	+18 (0.8%)
	金額	579.5(84.4%)	100(75.3%)	▲479.5 (▲57.9%)
1者	件数	101(44.7%)	152(51.5%)	+51 (+1.5%)
	金額	106.9(15.6%)	32.8(24.6%)	▲74.1 (▲0.32%)
合計	件数	226(100%)	295(100%)	+69 (+1.3%)
	金額	686.4(100%)	132.8(100%)	▲553.6(▲19.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、業務委託、公募型企画競争について、それぞれの状況に即した調達をすることとする。

(1) 複数の施設間の共同入札等の実施による調達の効率化

令和2年度において、一部委託契約において各地区（築地・柏）共通する業務の委託契約に関し、一括で入札及び契約を行うことで経費縮減効果があったことから、引き続き一括契約又は共同入札ができる可能性があるものについて検討していく。【当該取組により、経費等の節減と事務処理の効率化を図る。】

また、国立研究開発法人等の間において、医療材料等の共同購入や、委託業務の仕様書や契約価格等の情報共有による調達の効率化を図ることを検討していく。

(2) 業務委託、公募型企画競争に関する調達

業務委託、公募型企画競争に関する調達について、政府調達に関する協定等に係る特定役務に該当するものを除き、入札仕様書に基づいて応札金額を見積もる時間がない、契約締結から履行開始までの業務準備期間が十分に確保されていない、または競争参加資格において、過去の契約実績に関する条件を満たしていない等の理由から、入札に参加できなかった業者があったため、平成28年度から以下(①～④)の取り組みを実施している。令和3年度においても当該取り組みを継続するとともに、現行契約の更新時期を十分に把握して、早期の取り組み開始に努める。また、令和元年度から⑤の対策についても、契約ごとにその可否を検討している。【当該取組により、競争契約に占める一者応札割合を、前年度程度を下回る。】

- ① 原則、入札公告期間を20営業日（4週間）以上確保する。
- ② 契約締結から履行開始までの準備期間（業務形態により1ヵ月～6ヵ月程度）を十分に確保する。（研究関連業務を除く）
- ③ 競争参加資格の条件を緩和（緩和の程度は業務内容による）する。
- ④ 調達準備の早期着手により、仕様内容の充実と競争性の向上、事務処理の効率化を図る。
- ⑤ 業務委託契約のうち、従前は単年度契約であったものについて、より安定的に履行できるよう複数年度契約に変更することで、業者間の競争を促す。
- ⑥ 他の法人等の入札参加状況を確認し、従前から参加している業者以外で、参加できる業者がないか検討する。

(3) 発注要件や仕様書の見直し

継続する随意契約、一者応札案件等については、契約審査委員会、契約監視委員会等において仕様書や調達手法等について検証を行っているが、引き続きそれに基づいて契約方法等の見直しを行いな

がら、競争性の確保に努める。

また、物品の購入に関する仕様書については、できる限り、特定のメーカーや業者のみが適合できる内容とならないよう留意し、競争性の確保及び癒着などの不正行為の抑止に努める。

その他、業務委託契約仕様書に定める業務内容について、それぞれの必要性を精査し、必ずしも必要としないと判断される事項を削除することにより、経費の縮減を図る。

(4) 一者応札の要因分析について

研究業務に関する契約は、それぞれの研究固有の特性を有し、一定以上の精度や秘匿性が求められること等から、一般競争に図っても1者のみの応札となりやすい。従前より、入札の説明を受けた上で入札に参加しなかった事業者に対しては、任意のアンケート調査を実施し、参加出来ない要因を把握することとしているが、今後もその結果を参考に一者応札となった要因を分析し、改善策を検討していく。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 発注・契約に関する意思決定手続き等（執行統制体制）の再構築と運用の確立

各調達案件の実施に関する意思決定手続き等については、従前は、医療機器整備委員会や施設整備委員会など、特定の調達範囲における組織で判断する体制としていた。平成29年度からは、一定規模以上の調達全ての案件について、その必要性及び投資対効果について審議決定する投資委員会を新たに設けるほか、部門ごとの調達案件実施決定手続き、及び調達案件の発生情報や執行状況の把握等を行う新たな内部統制体制を構築したところである。令和3年度においても、引き続きその運用が確実かつ効率的に行われるよう努めていく。

(2) 競争性を確保した業者の選定

一者応札となった契約案件については、従前より、契約監視委員会においてフォローアップを行い、その要因分析や改善を図ることとしており、引き続き当該委員会において、一者応札の要因を検証し、複数者応札に転換できるよう検討を行っていく。

(3) 随意契約に関する内部統制の確立

一定額（500万円）以上の随意契約案件については、法人内に設置された外部有識者を含む契約審査委員会で審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとなっている。【令和2年度における契約審査委員会での随意契約点検件数は158件】

(4) 発注者以外の職員の立会いによる検収の徹底

物品・役務等の検収については、内部規程では、理事長又は理事長から委託を受けた者が行うこと、500万円以上の支払い案件については検査職員による検査調書を作成することが定められている。また、検収を行う職員については、発注者（調達事務担当者）の他、それを請求した部門の担当者が立会い、その日付と検収者氏名を明記することとしている。

(5) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

① 研究費による物品（100万円未満の少額物品）の購入について、更なる適正化・効率化を図るため、システム導入等発注方法の見直しの検討を重ねた結果、電子入札システムの導入が最も適正かつ効率的であるとの判断から、築地地区において平成26年4月より運用を開始し、研究費の不適正な経理の再発防止に努めた。平成28年度以降においては、柏地区でも電子入札システムを導入しており、これらを活用することで、今後も引き続き、手続きの透明性・公正性を最大限に確保し、研究費の適正経理に努めていく。

② 研究費の不正使用の防止及び適正な執行を行うために、研究費執行マニュアルを平成24年度に作成し、改訂を重ねながら適正な運用・管理に努めている。

(6) その他

上記(1)～(5)の他、不正行為、不祥事等につながる恐れのある事項が新たに認められた場合は、調達等合理化検討会等において、その防止策に関し、随時、検討を行っていく。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、統括事務部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 統括事務部長

副総括責任者 財務経理部長、事務部長

メンバー 財務経理課長、企画経営課長、調達課長、経理室長、調達課長補佐

事務局 調達第一係長、調達第二係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立がん研究センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。